

※「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」（文部科学大臣決定平成 26 年 2 月 18 日改正）に基づき作成

## 神戸国際大学公的研究費の運営及び管理に関する規程

### （目的）

第 1 条 この規程は、神戸国際大学研究活動不正行為の防止及び調査に関する規程第 17 条の規定に基づき、神戸国際大学（以下「本学」という。）が、府省等の公的機関から配分される競争的資金等を中心とした研究費（以下「公的研究費」という。）の運営及び管理を適正に行うために必要な事項を定める。

### （責務）

第 2 条 公的研究費の運営及び管理に関わる本学の全ての構成員は、学術研究が社会から負託された公共的かつ公益的な知的生産活動であることを念頭におき、公的研究費の運営及び管理に関して社会に対し説明責任を有することを踏まえつつ、この規程を遵守すると同時に、各公的研究費毎に定められた運営及び管理に関する規則及び本学が別に定める研究費の運営及び管理に関する規程に則り、公的研究費の公正かつ効率的な使用に努めるものとする。

### （管理責任者）

第 3 条 本学全体を統括し、公的研究費の運営及び管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、本学学長がこれに当たる。

2 最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営及び管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、副学長がこれに当たる。

3 本学の各部局などにおける公的研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、学部長および事務局長がこれに当たる。

### （最高管理責任者の役割）

第 4 条 最高管理責任者は、公的研究費の運営及び管理に関し本学における最終的な権限を有し、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って競争的資金等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮することとする。

### （統括管理責任者の役割）

第 5 条 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

### （コンプライアンス推進責任者の役割）

第6条 コンプライアンス推進責任者は、総括管理責任者の指示の下、次に掲げる業務を担当する。

- (1) 自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- (2) 不正防止を図るため、部局等内の競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- (3) 自己の管理監督又は指導する部局等において、構成員が、適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

2 コンプライアンス推進責任者は、前項第3号に掲げる業務を執行するにあたり、最高管理責任者の承認の下、副責任者を任命し、日常的な管理監督を行わせその状況を報告させることができる。

(コンプライアンス教育)

第7条 公的研究費の運営及び管理に関わる全ての本学構成員を対象に、本学の不正対策に関する方針及びルールを理解し、不正防止に対する意識を高めるために、コンプライアンス教育を実施する。

2 コンプライアンス教育は、第6条第2号の規定に基づき、コンプライアンス推進責任者が自己の管理監督又は指導する部局等において実施する。

3 コンプライアンス教育を受けた構成員は、次に掲げる事項を含む誓約書を最高管理責任者に提出しなければならない。

- (1) 本学の規則等を遵守すること
- (2) 不正を行わないこと
- (3) 規則等に違反して、不正を行った場合は、本学や配分機関の処分及び法的な責任を負担すること。

4 コンプライアンス教育の計画及び実施に関する事項は、神戸国際大学研究活動不正行為の防止及び調査に関する規程の定める不正防止計画推進委員会の議を経て、最高管理責任者である学長が決定する。

(事務処理及び決裁手続き)

第8条 公的研究費の事務処理及び決裁手続きについては、神戸国際大学公的研究費事務取扱要領の定めるところによる。

(内部監査)

第9条 公的研究費の適正な運用及び管理のため、学校法人八代学院内部監査実施規程に基づき、内部監査を実施する。

2 前項で規定する内部監査のほか、各公的研究費の配分機関の規定により特別に内部監査の実施が定められている場合は、これを実施する。

(不正による公的研究費の返還)

第10条 本学構成員の故意若しくは重大な過失により公的研究費の不正な運用及び管理

により公的研究費を返還する必要が生じた場合は、原則として当該構成員がその返還金全額を負担することとする。

(業者等への対応)

第11条 最高管理責任者は、業者等にこの規程を含む学内規則等を説明し、これを遵守させるとともに、公的研究費の適正な運用及び管理について、必要に応じて次に掲げる事項を含む誓約書を提出させる。

- (1) 本学の規則等を遵守し、不正に関与しないこと
- (2) 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。
- (3) 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
- (4) 本学構成員から不正な行為の依頼等があった場合には、神戸国際大学研究活動不正行為の防止及び調査に関する規程第8条に定める告発・相談窓口に通報すること。

(不正行為の防止)

第12条 本規程に定める事項の他、公的研究費に係る不正行為の防止に関し必要な事項は、神戸国際大学研究活動不正行為の防止及び調査に関する規程の定めるところによる。

(不正行為の調査等)

第13条 公的研究費に係る不正行為の調査および不正行為への措置等に関し必要な事項は、神戸国際大学研究活動不正行為の防止及び調査に関する規程の定めるところによる。

- 2 学長は、神戸国際大学研究活動不正行為の防止及び調査に関する規程第9条に定める予備調査を実施するに際しては、調査の要否の決定を、告発等の受付をした日又は疑義があることが明らかになった日から起算して30日以内に行い、公的研究費の配分機関にその結果を報告しなければならない。なお、調査を行わないことを決定した場合、推進委員会は予備調査の資料を保存し、当該機関の求めに応じ開示する。
- 3 学長は、神戸国際大学研究活動不正行為の防止及び調査に関する規程第10条に定める調査を実施するに際しては、調査方針、調査対象及び調査方法等について公的研究費の配分機関に報告及び協議しなければならない。
- 4 学長は、神戸国際大学研究活動不正行為の防止及び調査に関する規程第8条に定める告発等を受け付けた場合は、210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的研究費における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を、公的研究費の配分機関に提出しなければならない。なお、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を当該機関に提出することとする。
- 5 学長は、調査の過程であっても、不正行為の事実が一部でも確認された場合には、神戸国際大学研究活動不正行為の防止及び調査に関する規程第9条及び第10条に定める不正行為の認定に係る手続きを速やかに行い、公的研究費の配分機関に報告しなければならない。
- 6 学長は、公的研究費の配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗

状況報告及び調査の中間報告を当該機関に提出しなければならない。

7 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、公的研究費の配分機関からの調査案件に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じなければならない。

(公的機関以外から配分される研究費の取扱いについて)

第14条 本学が、府省等の公的機関以外から配分される研究費を運用及び管理する際には、この規程を準用する。

(その他)

第15条 この規程に定める事項の他、公的研究費の運営及び管理に関し必要な事項は、各公的研究費の配分機関の規程等及び関係機関のガイドライン等の定めるところによる。

(規程の改廃)

第16条 この規程を改廃しようとするときは、常務理事会の承認を得なければならない。

#### 附 則

この規程は、2015（平成27）年4月1日から施行する。